

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1項 計画の目的

この計画は、南海トラフ特措法第3条第1項の規定による防災対策推進地域に本市が指定されたことから、第5条第2項の規定に基づき、避難場所、避難路、消防用施設及びその他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項や円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項並びにその他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 計画の基本方針

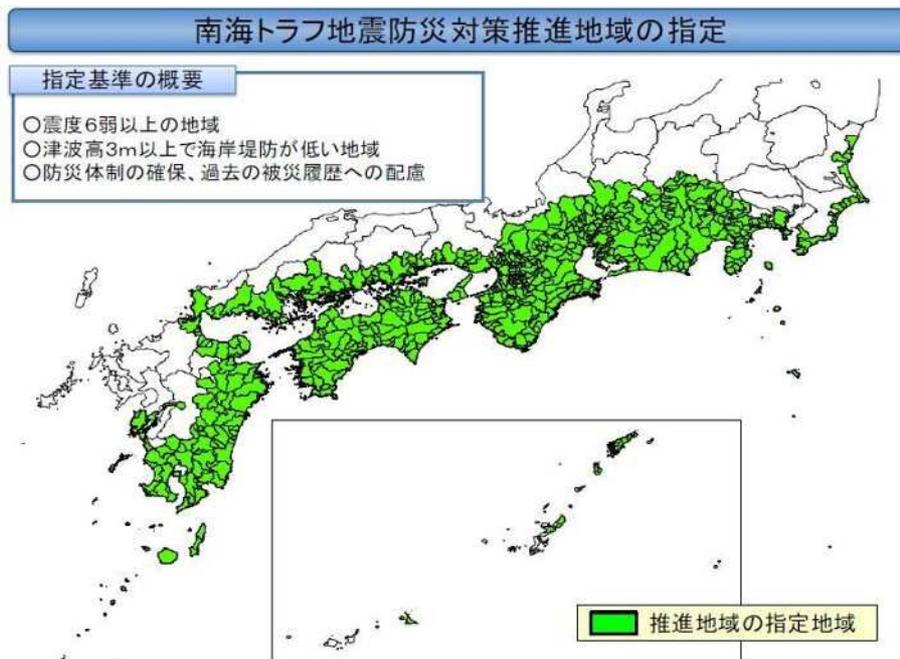
この計画は、南海トラフ地震の発生に伴う被害に関して、本市、県、その他の防災関係機関の役割等を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等について基本的な事項を示す。

また、計画の策定に当たっては、以下の点に配慮することとする。

- ・南海トラフ地震は、広範囲の地域で災害が発生するおそれが強く、災害発生直後に関係機関や他の地域からの支援を受けることが困難となり効果的な防災対策を推進する必要があること。
- ・南海トラフ地震では、二つの地震が同時発生することや数時間や数年の時間差で発生することが指摘されており、余震対策やその他の必要な対策を実施し被害の拡大防止を図る必要があること。

第3項 防災対策推進地域の指定

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域は、本市を含む県内全市町が指定されており、その指定基準については、「震度6弱以上」「津波高3m以上で海岸堤防が低い」「防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮」となっている。



(内閣府防災情報のページ)

第4項 南海トラフ地震の被害特性

(1) 揺れによる被害

県内では、特に伊勢湾及び熊野灘の沿岸の市町で震度6強、一部地域で震度7の発生が想定されており、本市においても市域の大半が理論上最大で震度6弱の揺れに見舞われ、揺れによる建物・人的被害が発生する。

(2) 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼が生じる。

(3) 土砂災害の発生

市内山間部を中心に急傾斜地等の崩壊が発生する。

(4) 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。

(5) 津波による被害

本市では津波被害の想定はないが、南勢地域及び伊勢湾岸沿いを含む太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される中で、国や県外等からの支援が必ずしも期待できない状況になることから、本市が被災した場合の支援の遅れの対応や県内津波被災自治体への支援等もあわせて検討する必要がある。

第5項 南海トラフ地震に関連する情報等について

南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が気象庁から発表されることとなり、その情報種類と発表条件は以下のとおりとなっている。

| 情報名 | キーワード | 情報発表条件 |
|--|--------|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応が取りやすいようキーワードを付して情報発表される | 調査中 | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 |
| | 巨大地震警戒 | 巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| | 巨大地震注意 | 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等 |
| | 調査終了 | 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | | ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。） |

※異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。
 ※地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
 ※南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意する。

第6項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市、県、消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の処理す

べき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「防災関係機関の責務と業務の大綱」による。

第2節 災害対策本部の設置

第1項 計画目標

○本市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模等の地震が発生したと判断する場合には、災害応急対策を推進するために市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑に運営する。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又はそれに判定され得る規模等の地震が発生したと判断したときは、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

市の災害発生時の防災組織については、第3章第1節「活動体制」の名張市災害対策本部組織表による。

(1) 配備の確認

- ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡、協調を徹底する。
- イ 出先機関、防災関係機関等との情報連絡を緊密にする。

(2) 実施事項

- ア 巨大地震警戒に係る情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 報告、要請をはじめとする地震防災活動の県との連携
 - (ア) 必要に応じ県に対し、地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ 避難指示等の発令及び警戒区域の設定
- エ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の救護
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災上の措置

(3) 配備基準

市長は、本部長となり、各部の長に、次の区分に基づく職員配備を指令する。

各職員は、配備基準となる本市での地震の発生及び南海トラフ臨時情報の発表がなされた場合には、各部の配備計画に基づき自主的に参集することとする。その際、地震情報は自主的に収集し、危機管理室や消防本部への問合せ等を一切行わず参集することとする。

県内及び相互応援協定締結都市において配備基準の地震が発生し、職員配備をする場合には、職員向け安否参集確認システム（ASKメール）にて連絡するものとする。

ア 準備体制

市域に配備基準の規模の地震が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに市

災害対策本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の配備基準となった場合に配備するものとする。

| 区分 | 配備内容 | 配備人員 | 配備基準 |
|------|---|--------------|---|
| 準備体制 | 配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じた警戒体制に入れる体制 | 各部の配備計画による人員 | 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 3 その他地震に関する災害が発生したとき。 4 県内又は相互応援協定締結都市で震度5弱の地震が発生したとき。 |

イ 警戒体制、非常体制（市災害対策本部設置）

市災害対策本部は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力で推進するため、次の基準により警戒体制又は非常体制をとるものとする。

| 区分 | 配備内容 | 配備人員 | 配備基準 |
|------|--|--------------|--|
| 警戒体制 | 相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制 | 各部の配備計画による人員 | 1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合で市長が必要と認めたとき。 3 地震により災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。 4 県内又は相互応援協定都市で震度5強以上の地震が発生したとき。 |
| 非常体制 | 甚大な被害が発生することが予想され、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制 | 全職員 | 1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 市全域にわたって地震に関する甚大な災害が発生したとき。 |

- a 災害の規模及び地域性等を考慮して、前記基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- b 各部長は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画をたて、危機管理室に報告するとともに、班員に徹底しておくものとする。
- c 本部が設置された場合において危機管理室から要請があったときは、各部各班は連絡のため部員を派遣し、災害対策本部員会議その他の各部各班の連絡に遺漏のないよう措置するものとする。
- d 各部各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、直ちに現場に急行できるようあらかじめ関係各部各班との連携を密にしておくものとする。
- e 物資及びその他の輸送については、原則として市有の車両を使用するものとするが、不足の場合は、民間の車両を借上げることができるよう、あらかじめ所管の部において措置しておくものとする。

(4) 参集時における職員の行動

ア 職員自身又は家族の被災により参集できないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

イ 居住地周辺又は参集途上において人命救助活動等が実施されているときは、これに参加することとし、その旨を所属長に連絡するものとする。ただし、災害対策本部員や室長、避難所派遣職

員等の防災担当要員は、市の災害対策に従事するためこの限りでない。

ウ 大渋滞の発生等により参集に時間を要することが想定されることから、原則として車の使用は避け、可能な限り自転車、オートバイ等により参集することとする。

エ 参集途上において、災害状況を可能な限り収集し、到着後、班長を通じて災害対策本部総合対策部へ報告することとする。

(5) 地震の規模に応じて、職員自らの食料等、必要な物を持参し参集することとする。

2 臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）発表時における対応

(1) 臨時情報（調査中）が発表され、市長が必要と判断した場合には災害対策本部員及び危機管理室が配備につき、必要な情報収集を行う。

ア 住民への広報

イ 県をはじめとする防災関係機関との連絡体制の確保

(2) 臨時情報（巨大地震注意）が発表され、市長が必要と判断した場合には警戒体制とし、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて災害対策本部設置の準備等を行う。

ア 住民への広報

イ 災害対策本部設置の準備

ウ 地震防災応急対策の実施準備

エ 避難所の開設準備

オ 各地域との連絡調整

カ 備蓄品・資機材等の確認

キ 要配慮者への避難行動準備

(3) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、全職員は非常体制により従事するものとする。

ア 住民への広報

イ 全所属職員の参集状況の把握

ウ 災害対策本部の設置

エ 本部員会議の開催

オ 地震防災応急対策の実施

カ 消防団、自主防災組織との連携

キ 避難所の開設及び運営

ク 要配慮者及び施設等への避難行動の実施

ケ 帰宅困難者等への対応

コ 公共施設等の点検

(4) 応急対策に必要な資機材、車両、燃料等の数量並びに保管場所を確認し、使用に支障がないようにする。

(5) 職員は、勤務時間外においては、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、常に業務に従事できる体制を取っておくものとする。

3 応急対策を取るべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策

第1項 計画目標

○南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）の巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合には、民心の安定を図るとともに、災害応急対策を推進するために市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑に運営する。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 情報収集及び伝達等

(1) 情報の収集・伝達

地震発生時には、被災の状況及び当該災害の対応に係る情報を収集することとする。

その際、当該災害が市独自の対応のみでは対応できないような場合には、至急、その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するよう留意するものとする。その際、被害の詳細が把握できない場合にも、迅速な情報収集に努めることとする。

(2) 避難の指示

ア 市長は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要がある時は、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をすることとする。

イ 市長は、避難のための立退きを指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

(3) 臨時情報（巨大地震警戒及び巨大地震注意等）の受理、伝達、周知

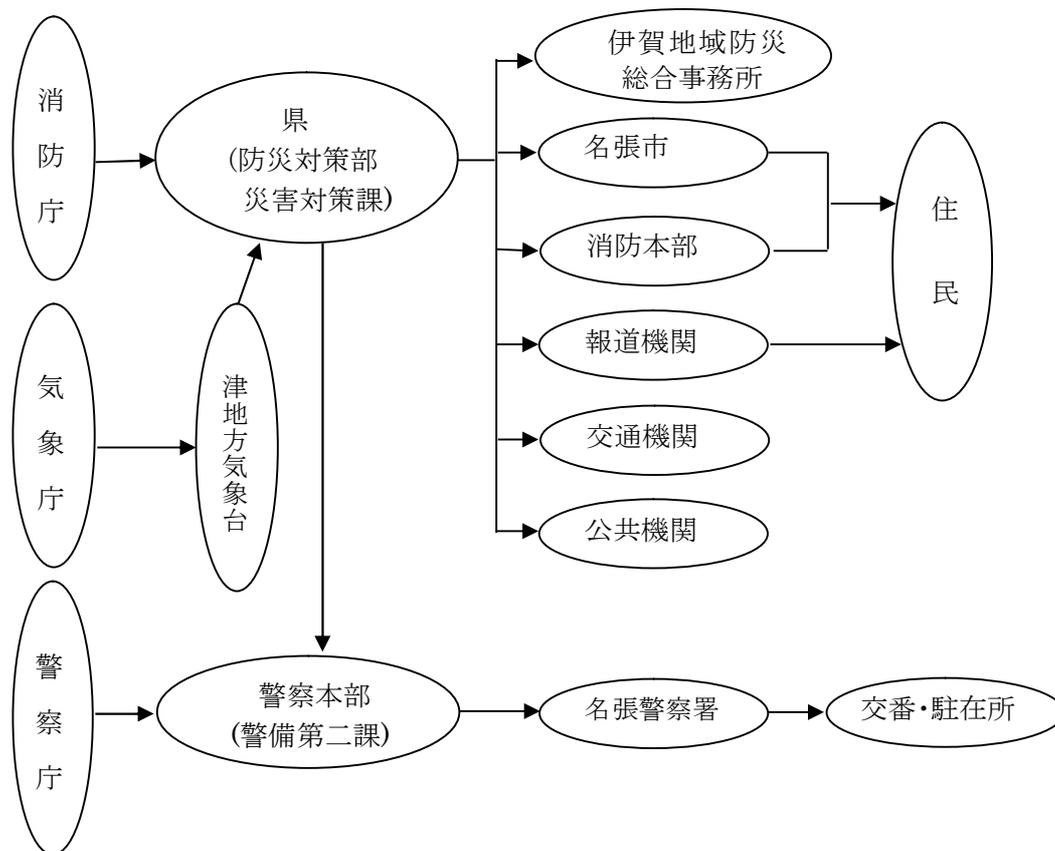
ア 県から伝達される臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意の情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、防災行政無線等において確実に行うものとする。

イ 巨大地震警戒が発せられたときは、直ちに電子メール、防災ラジオ、「ads. FM」、市ホームページ等、各種媒体を用いて、市民等に確実に伝達するものとする。

ウ 庁内における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送や電子メール等により行う。勤務時間外及び休日等については、各部で定める緊急連絡網、職員向け安否参集確認システム（ASKメール）等により職員に伝達する。なお、市域で震度5強以上の地震が発生している場合には自動参集となるため、伝達を待たず参集することとする。

(4) 伝達系統

臨時情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



(5) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者を予め定め、迅速・的確な情報の収集に当たるものとする。

ア 避難の状況

イ 交通機関の地震防災応急対策の実施状況

ウ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況

エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

オ 情報の変容、流言等の状況

カ 避難指示等の発令及び警戒区域の設定

キ 消防職員・団員等の配備命令

ク 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

(6) 県災害対策本部に対する報告

県災害対策本部への報告は、県防災情報システムを用いて速やかに実施するものとする。その主なものは、次のとおり。

ア 避難の状況

イ 被災の状況

ウ 市の防災応急対策の実施状況

(7) 市民等への伝達

内部連絡組織を整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。ただし、注意情報の市から市民への伝達については、報道機関の報道開始時から行うように努める。

(8) 広報の方法

- ア 市及び消防車両等による巡回広報
- イ 緊急速報メール・防災ラジオ、「ads. FM」等による広報
- ウ 自主防災組織、区・自治会及び地域づくり組織への協力要請による地域住民への周知
- エ 報道機関等への情報提供

(9) 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- ア 臨時情報の巨大地震警戒及び巨大地震注意情報等の内容、特に市内の状況等
- イ 交通機関運行状況及び道路交通規制等の情報
- ウ ライフラインに関する情報
- エ 強化地域内外の生活関連情報
- オ 混乱防止のための対応措置
- カ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼び掛け
- キ 事業所及び地域住民等がとるべき措置
- ク 金融機関が講じた措置に関する情報
- ケ 臨時情報が発表された場合、不要不急の旅行等を控えるなど適切な行動の呼び掛け
- コ 臨時情報が発表された場合の防災体制に関する情報
- サ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

2 避難対策

- (1) 市が、市地域防災計画において、山・崖崩れの発生が想定され、避難の指示の対象となる地域(以下「避難対象地区」という)の住民は、臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- (2) 避難対象地区の住民が避難地まで避難するための手段については、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民については、地域の実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 避難誘導や避難地での生活については、要配慮者等に配慮するものとする。
- (4) その他の地域の住民は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておくものとする。
- (5) 市は避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行うことができるものとする。
- (6) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

3 児童生徒等の安全対策

- (1) 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 児童生徒等が在学中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - イ 児童生徒等が、登下校途中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童生徒等が、在宅中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、休校とし、児童生徒等は登校させない。

- (2) 学校等においては、(1)の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘察し、あらかじめ保護者及びその他関係者と協議のうえ、地域の実態に則した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には災害の発生を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

4 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動に関しては、第3章第28節「防疫・保健衛生活動」に定めるところによる。

5 医療・救護活動

- (1) 臨時情報が発表された場合には、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。
- (3) 臨時情報が発表された場合には、要救護者の搬送準備を行う。
- (4) 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。
- (5) 市長があらかじめ協議して定めた医療機関は臨時情報発表時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- (6) 防疫のための資機材及び仮設便所等の資機材を準備する。

6 消火活動

- (1) 消防職、団員を中心に警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保及び通信統制の確立を図る。
- (3) 資機材の点検、整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止及び出動の迅速化を図る。
- (6) 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災組織、消防団等の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- (10) 消防団は次の対策を実施する
 - ア 情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - エ 水利の確保(流水の堰止め等を含む。)
 - オ 住民の避難誘導
 - カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - キ 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - ク 救助用資機材の確保準備
 - ケ その他状況に応じた防災、水防活動

7 食料・生活必需品の確保

- (1) 食料の確保
 - ア 米穀

臨時情報が発せられた場合、市は関係機関と密接な連絡をとり米穀の確保を行うものとする。

イ パン、副食品等

市は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

(2) 生活必需品の確保

寝具等の生活必需品の確保に努め、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県等へ援助を要請するものとする。

(3) 飲料水の確保

飲料水の確保に努め、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県等へ援助を要請するものとする。

(4) その他、市が実施する対策

ア 山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外からの旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

イ 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。

ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。

エ 物資拠点の開設準備を行う。

オ 住民に対して貯水の励行を呼びかける。

カ 臨時情報が発表された場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

キ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

ク 応急復旧体制の準備をする。

ケ 臨時情報等により様々な混乱を生じるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼び掛けを実施するものとする。

コ 状況に応じて市災害対策本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、県が状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

8 輸送活動

(1) 緊急輸送基本方針

ア 臨時情報巨大地震警戒の発表後の緊急輸送の実施の具体的調整は、県及び市災害対策本部が行うものとし、現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部において行うものとする。

イ 臨時情報巨大地震警戒発表時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。臨時情報巨大地震警戒発表後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県と協議し、緊急輸送を行う。

ウ 臨時情報巨大地震注意の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は巨大地震警戒が発表された場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

(2) 緊急輸送の対象となる人員、物資等

ア 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材

イ 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等

ウ 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

(ア) 食料

(イ) 日用品等

(ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 輸送体制の確立

ア 輸送の方法

(ア) 陸上輸送

第3章第18節「緊急輸送活動」による1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

(イ) 航空輸送

県及び警察本部のヘリコプターによるほか、必要に応じて、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼するものとする。

イ 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

(ア) 市有車両の活用

(イ) 災害協定に基づく民間事業所等への輸送の依頼

(ウ) 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼

(エ) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

(4) 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県において調整を依頼する。この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

9 警備対策

(1) 臨時情報、市民生活に関する流言

(2) 震災に便乗した犯罪

(3) 電話等の輻輳

(4) 避難に伴う混乱

(5) 道路交通の混乱

(6) 帰宅者、旅行者等の混乱

10 ライフライン

(1) 飲料水等の供給

南海トラフ地震臨時情報発表時においても、水は平常どおり供給する。また、発災に備えて生活用水など「水を汲み置く」よう広報する。

| | 項 目 | 内 容 |
|-----------|------------|------------------------------|
| 広報の 内容 | 飲料水 | ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。 |
| | 水洗便所等の生活用水 | 浴槽などを利用する。 |
| | 水質の確保 | 汲み置き水はふた等をかける。 |
| | 貯留水の流出防止 | 汲み置き容器の転倒防止等汲み置き水の流出防止策を講じる。 |

| | |
|-------|--|
| 広報の方法 | <ul style="list-style-type: none"> 1 広報車をもって実施する。 2 名張市指定給水装置工事事業者の店頭に掲示の依拠する。 |
|-------|--|

(2) 人員、資機材の点検確保体制

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、直ちに発災に備えて、情報連絡網の確保、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資機材の点検整備等の実施に万全を期すとともに、地震発生時には拠点給水体制をとるものとする。

(3) 施設等の保安措置

ア 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、臨時情報が発せられた後は原則として搬入を行わない。

イ 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全対策を講じる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋め戻しを行う。

なお、水道施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じて安全強化措置を講じる。

1.1 交通機関

(1) 運転者のとるべき措置

車両等の運転者は、次のような措置をとり、安全の確保を図るとともに、混乱の防止に協力するものとする。

ア 車の運転中に臨時情報巨大地震警戒が発表されたとき

(ア) 臨時情報巨大地震警戒の発表を知ったときは、地震の発生に備え、ただちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に止めて避難するときは、道路左側に駐車しエンジンを止めエンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

(2) 道路交通対策（警察）

ア 交通規制方針

臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を行うものとする。

また、緊急交通路の優先的な機能確保を図るものとする。

イ 交通規制計画

県公安委員会は臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合は、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

(ア) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、緊急輸送に従事する車両以外の車両を極力制限する。この場合、県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(イ) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

(ウ) 交通規制の方法

大規模地震対策特別措置法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定める表示を設置して行うものとする。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

(エ) 広報

臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表される前の段階から発表されるまでの間、交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

ウ 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

エ 緊急輸送車両の確認

(ア) 事前届出制度

- a 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。
- b 事前届出の受付は、名張警察署交通課において行う。

(イ) 緊急輸送車両の確認

臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された際、上記(ア)で事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

(ウ) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

上記(イ)の緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

(エ) 確認等実施機関

上記(イ)、(ウ)の緊急輸送車両の確認と証明書等の交付は、三重県防災対策部、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署及び臨時情報発表時に伴い設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域防災総合事務所等において行う。

(3) 道路管理者のとるべき措置

ア 危険箇所の点検

臨時情報が発せられた際には、道路管理者は、避難所周辺等の道路において、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について緊急点検を行う。

イ 工事中の道路についての安全対策

緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

(4) 公共輸送機関

臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合、次の措置を講ずる。

ア 鉄道(近畿日本鉄道株式会社)

(ア) 列車の運行

- a 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて対応を検討する。

- b 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合は、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開する。
- (イ) 旅客の案内等
 - a 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合は、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。
- イ バス(一般乗合旅客自動車運送事業者)
 - (ア) 運行路線にかかわる山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
 - (イ) 臨時情報巨大地震注意又は調査中の発表時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ決めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努めるものとする。
 - (ウ) 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意発表の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行うものとする。
 - (エ) 運行の中止に当たっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告するものとする。
 - (オ) 滞留旅客に対して、臨時情報の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

1 2 市が管理等を行う施設に関する対策

(1) 公共施設(市が管理又は運営する施設)

ア 道路

臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合には、市は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事(占用工事等を含む)の中断等の措置をとるものとする。

- (ア) 車両の走行自粛の呼びかけ等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置、横断幕等により道路利用者に対し行う。
- (イ) 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。
- (ウ) 災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- (エ) 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- (オ) 幹線避難路における障害物除去に努める。

イ 河川等

臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合には、市は直ちに所管する河川及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中的場合には中断等の適切な措置を講ずるものとする。

ウ ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

エ 不特定多数が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報等の来庁者・来訪者等への伝達
- (イ) 来庁者・来訪者等の安全確保のための避難等の措置
- (ウ) 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危

険物資による危害の防止

(エ) 出火防止措置

(オ) 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

(カ) 消防用設備等の点検、整備と事前配備

(キ) 緊急応急対策の実施上重要となる庁舎等の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

a 自家発電装置、可搬式発電機、新エネルギーを活用した発電設備等による非常電源の確保

b 無線通信機器等通信手段の確保

オ 砂防、地すべり、急傾斜地等

臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合には、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

カ 工事の中断

臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合には、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止・落下倒壊防止・補強その他の保安措置を講ずる。

キ 水道用水供給施設等

貯水確保に配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

ク コンピュータ

コンピュータ・システムについては、概ね次の措置を講ずる。

(ア) コンピュータ本体の固定を確認する。

(イ) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報発表時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

(2) 民間施設（事業者に対する指導）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、臨時情報が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、臨時情報が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

ア 臨時情報が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

(ア) 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。

(イ) 生活必需品を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。

イ 臨時情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。

ウ 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。

エ 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。

オ 自衛消防組織に関すること。

カ 工事中の建築物等の工事中断等の措置に関すること。

キ 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。

ク 施設、消防用設備等の点検に関すること。

ケ 臨時情報発表時に関する防災訓練及び教育に関すること。

1.3 帰宅困難者対策

帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促すものとするが、地震による被災により、交通機関の長期不通等の状況による帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止す

るため、帰宅困難者のための支援策等について検討し、推進することとする。

第4節 関係者との連携協力の確保

第1項 計画目標

○臨時情報の巨大地震警戒及び巨大地震注意情報が発表された場合に、南海トラフ地震に関する情報等を各防災関係機関の有機的連携の下、災害応急対策を推進する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・地域環境部

第3項 対 策

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料や飲料及び生活必需品等の物資、資機材等の調達、手配については、第3章第25節「給水活動」、26節「食料供給活動」第26節「生活必需品等供給活動」のとおり実施するものとする。

(2) 人員の配置

災害応急対策や被災者救護等のため、市の人員が不足する場合には、第3章第2節「災害対策要員の確保」のとおり実施するものとする。

2 他機関に対する応援要請

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得る場合には、第2章第8節「受援体制整備計画」のとおり実施するものとする。

(2) 災害応援協定を締結する事業所から必要な協力を得ることに關しては、各事業所と取り交わしている協定内容に従い、応援を要請するものとする。また、応援協定については、発災時に要する資機材等を勘案し、広域的な災害、長期的な避難を要すること等を考慮した上で検討することとする。

3 派遣部隊の受入体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び必要な資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1項 計画目標

○地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、地震防災上緊急に整備すべき避難場所や避難路、消防用施設等の整備に努める。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 建築物、構造物等の耐震化及び不燃化

地震発生時には建築物の倒壊や火災等の発生が予測されるので、一般住宅等の耐震診断及び耐震改修を促進することや、発災時において防災上重要な拠点となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強等の実施に努める。

2 避難場所の整備、避難路の整備

住民の生命、身体の安全を確保するため、被災者を一時収容するための安全な避難場所を指定し、その整備と保全に努めるとともに、要配慮者や津波等による沿岸部からの被災者の受入れも想定しつつ、可能な限り多くの避難者の収容が可能になるよう体制を整備する。

また、避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の指定と整備に努める。

3 土砂災害防止施設の整備

地震により発生する土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤や急傾斜地の擁壁など、土砂災害防止施設の整備に努める。

4 火災による被害の軽減のための消防用施設の整備等

火災の発生を未然に防止するとともに、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備を図り、同時多発火災及び大規模延焼火災に備えるため、消防用施設及び消防用資機材等の整備を行うものとする。

5 緊急輸送ネットワークの整備

市は、緊急輸送を確保するために各輸送手段との連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。

ア 緊急輸送道路と車両による輸送

イ 鉄道による輸送

ウ ヘリコプター臨時離着陸場の開設

6 ため池整備の推進

発災時に堤体の決壊が想定されるため池について、浸水想定区域を周知するソフト対策とともに、市その他防災関係機関は円滑な地震防災応急対策の実施を図るため、情報の収集及び伝達に必要な市防災行政無線等の通信施設を整備するものとする。

7 通信施設の整備

市その他防災関係機関は円滑な地震防災応急対策の実施を図るため、情報の収集及び伝達に必要な市防災行政無線等の通信施設を整備するものとする。

8 防災拠点施設の整備

市は円滑な地震防災応急対策の実施を図るため、地震防災上必要な防災拠点施設を整備するものと

する。

第6節 防災訓練計画

第1項 計画目標

○防災関係業務に従事する者の実践的実務の習熟と防災関係機関の緊密な連携を強化するとともに、各機関及び住民との協力体制の確立を図り、応急対策に当たる体制を強化する。

第2項 実施責任

危機管理室

第3項 対 策

1 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。市では、少なくとも年1回以上、防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

また、市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県や有識者等に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

2 訓練内容

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示等のほか、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練等

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1項 計画目標

○防災関係業務に従事する職員、事業所、自主防災組織及び住民に対して、防災訓練、講演会等を通じ、南海トラフ地震に関する教育や研修を実施するとともに、適時、適切な広報活動を実施する。

第2項 実施責任

危機管理室・秘書室・広報シティプロモーション推進室・都市整備部

第3項 対 策

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次のとおり必要な防災教育を各部局等を実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題等

2 住民等に対する教育

市は、ハザードマップの配布や広報のほか、防災訓練等の機会を通じて、地震によって発災するおそれがある土砂災害やため池の決壊、大規模火災等による避難行動に関する啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、地域の実情等に合わせて実施するものとする。その教育方法として、印刷物、やDVD等の視聴や出前トークの実施など、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法及び入手する媒体
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容